

第1章 計画改定の背景・基本的事項

1 計画策定の背景と目的

今日の環境問題は、ヒートアイランド現象、水質汚濁、自然の喪失といった身近な問題から、地球温暖化による気候変動などの地球規模の問題に至るまで多岐にわたっています。

また、人口減少・少子化・超高齢化などの社会的な変化からも影響を受け、農林業の担い手減少による遊休農地や手入れの行き届かない森林の増加、生物多様性の低下なども懸念され、環境・経済・社会の課題や、新型コロナウイルス感染症の発生などが相互に関係し、複雑化してきています。

私たちは、日々刻々と変化している社会や経済の状況を踏まえながら、かけがえのない環境を未来の世代に引き継いでいかなければなりません。

本市では、2012（平成24）年10月に「久喜市環境基本条例」を制定、2013（平成25）年3月には「久喜市環境基本計画」（2018（平成30）年9月に見直し）を策定し、本市の目指すべき姿、望ましい環境像として「水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち『久喜』」を掲げ、4つの環境目標のもと、施策に取り組んできました。

計画策定から10年の間に、市をとりまく環境や、地球規模での環境問題に対する国際的な動向、国や県などの政策は大きく変化しています。

SDGs（持続可能な開発目標）の採択やパリ協定の発効など、世界では持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しており、国も2050年カーボンニュートラルへの対応や気候変動への適応、食品ロスや循環型社会への対応などの環境課題の解決に向けた政策を打ち出しています。

さらに、少子高齢化、人口減少社会への移行、そして新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新たな生活様式・ニューノーマルな時代への突入と社会的状況も大きく変化しています。

このような背景を踏まえ、「久喜市環境基本計画」の計画期間が2022（令和4）年度で終了することから、国内外の社会情勢や新たな環境課題に対応するために「第2次久喜市環境基本計画」を策定し、市民、事業者、市の協働により、環境保全と創造に資する取組を充実させ、推進していきます。

2 計画の基本的事項

2-1 計画の位置づけ

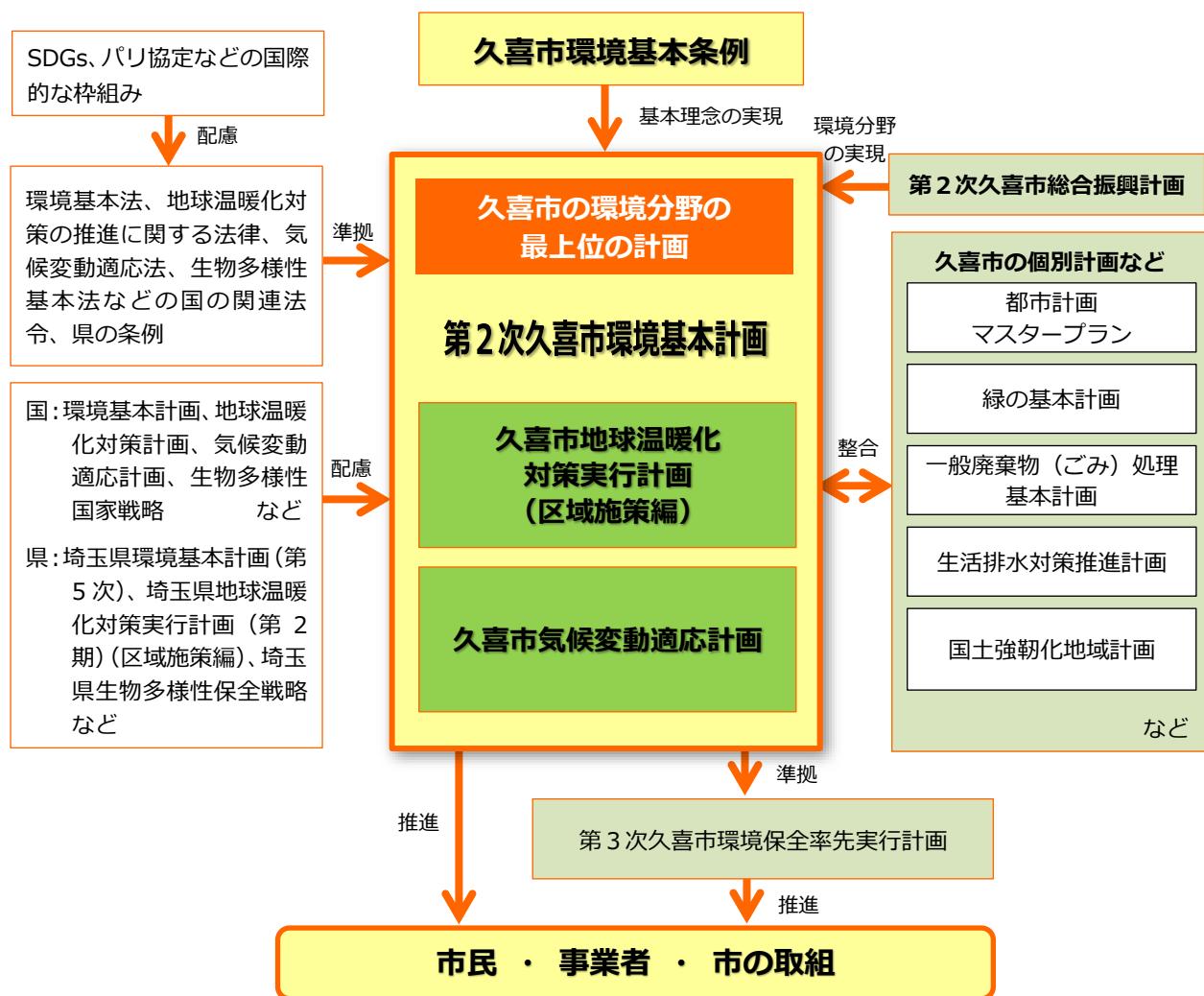
「第2次久喜市環境基本計画」(以下「本計画」といいます。)は、環境基本条例の基本理念(第3条)の実現に向けて、環境の保全および創造に関する施策を示すとともに、市民、事業者、行政のそれぞれが担うべき取組を明示するものです。本市のまちづくりの最上位計画である「第2次久喜市総合振興計画」に掲げる将来都市像を環境面から実現する、久喜市の環境行政の基礎となる計画であり、本市の環境に関連する計画においては最上位に位置づけられます。また、市が施策の策定及び実施を行うに当たっては、本計画と整合を図るよう配慮しなければならないとされています。

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律第19条に基づく「久喜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「久喜市気候変動適応計画」を包含した計画として位置づけます。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、本市が策定する環境に関連するその他の計画や各種事業計画などと整合を図っています。

また、本計画の推進にあたっては、SDGsの達成に向けて、環境・経済・社会をめぐる様々な課題の解決に資するように取組を実施します。

第2次久喜市環境基本計画の位置づけ



2-2 計画の対象

本計画で対象とする「地域」は、原則として久喜市全域とします。

対象分野は、①脱炭素社会、②自然共生社会、③循環型社会、④安全・安心社会、⑤市民・事業者・市のパートナーシップの5分野とし、身近な地域レベルの環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

第2次久喜市環境基本計画の対象範囲

脱炭素、気候変動への適応

省エネルギー、再生可能エネルギー、まちの脱炭素化、気候変動への適応 など

自然・みどり、生物多様性

うるおいのある水辺・みどり、生物多様性、水循環 など

環境施策の横断的な取組み

環境に配慮した行動実践、環境教育・環境学習の推進、環境経営、多様な主体とのパートナーシップなど

資源循環

持続可能な資源循環、循環経済 など

安全・安心、快適

災害に強いまちづくり、身近な生活環境問題、まちの美化、まちの景観 など

2-3 計画の期間

計画の期間は、2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間とします。

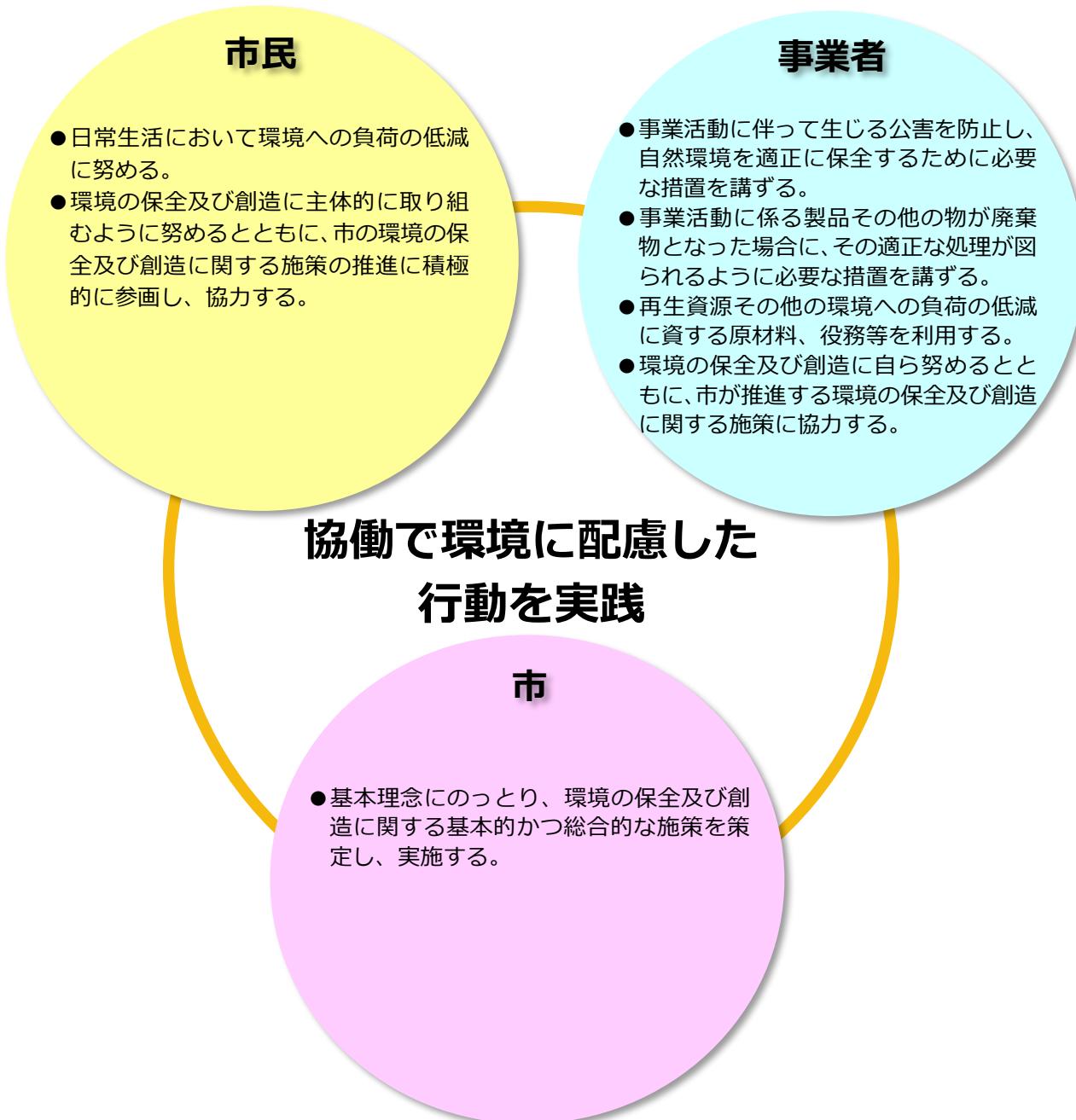
また、本計画の中間にあたる2027（令和9）年度をめどに、計画の見直しの必要性について評価を行い、必要な場合には取組内容の見直し等を行うものとします。

その他、社会経済情勢や環境問題の変化などにより、見直しの必要が生じた場合は、適宜対応するものとします。

2-4 計画の推進主体

計画の推進主体は、「久喜市環境基本条例」に基づき、市民、事業者、市とし、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を協働で実践していきます。

第2次久喜市環境基本計画の推進主体



2-5 前計画からの見直しポイント

第2次久喜市環境基本計画は、前計画の考え方を踏襲しつつ、以下の点について見直しを行いました。

SDGsの考え方を取り入れた計画

持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、環境・経済・社会の統合的課題解決に取り組む観点から、環境保全に関する総合的・横断的な施策を強化し、市の施策全体を環境面から支える計画とします。

環境施策の実施が、社会・経済などの複数の異なる課題の解決と相互に関連していることを庁内及び市民や事業者等の各主体と共有し、強化した連携体制のもとで計画の推進を図ります。

「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応計画」の包含

第2次久喜市環境基本計画は、「久喜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「久喜市気候変動適応計画」を兼務した計画として策定します。

なお、区域施策編、適応計画とも独立した章立てはせずに、5つの分野に組み込んだ構成とします。

3 久喜市の概況

3-1 位置と地勢

久喜市は、都心まで約50km、埼玉県の東北部に位置し、東は幸手市及び茨城県五霞町、南は蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町、西は鴻巣市及び桶川市、北は加須市及び茨城県古河市に接しています。

総面積は約82.4km²、市域は東西に約15.6km、南北に約13.2kmにわたり、台地や自然堤防などの微高地と後背湿地などの低地からなるほぼ平坦地です。北には利根川が流れ、市内には中川、青毛堀川、備前堀川、野通川、元荒川のほか、葛西用水路や見沼代用水などの多くの河川や用水路に恵まれています。

市内には、南北方向に久喜インターチェンジを含む東北縦貫自動車道及び国道4号、国道122号が縦断し、東西方向に白岡菖蒲インターチェンジを含む首都圏中央連絡自動車道及び国道125号が横断しています。また、鉄道は、南北方向にJR宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線が縦断し、5つの駅を擁しており、広域的な交通利便性に恵まれています。

久喜市の位置

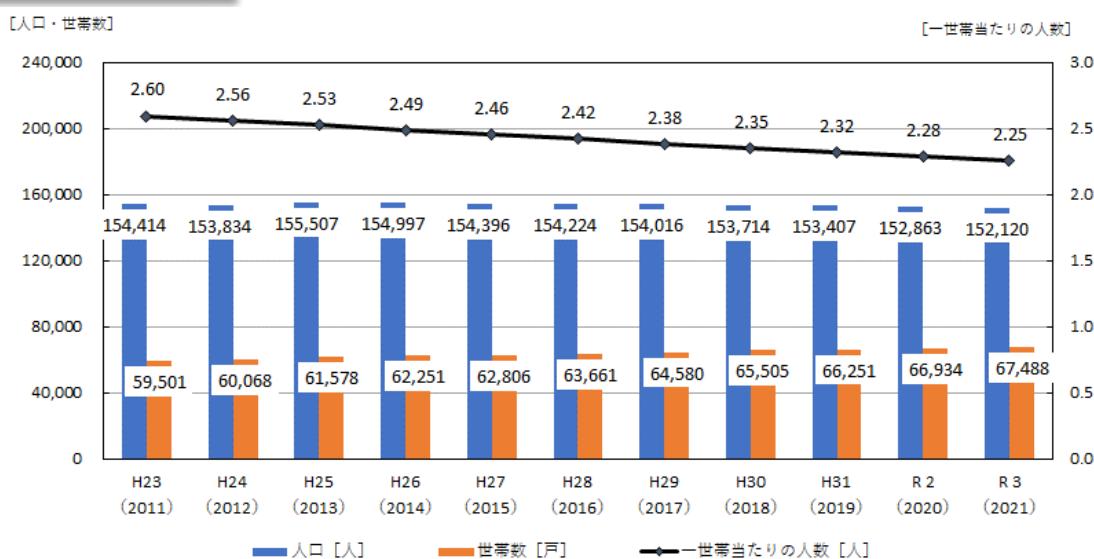


3-2 人口・世帯数

2021（令和3）年4月1日現在の久喜市の人口は152,120人、世帯数は67,488世帯となっています。2011（平成23）年以降、人口は減少傾向で推移し、世帯数は年々増加しているため、一世帯当たりの人員は、2021（令和3）年には2.25人まで減少しています。

「久喜市人口ビジョン」では、2030（令和12）年の将来人口を142,920人と推計しています。

人口・世帯の推移



※各年4月1日現在（住民基本台帳）

注) 住民基本台帳法の改正により平成25（2013）年以降外国人住民を含む。

資料：統計くき

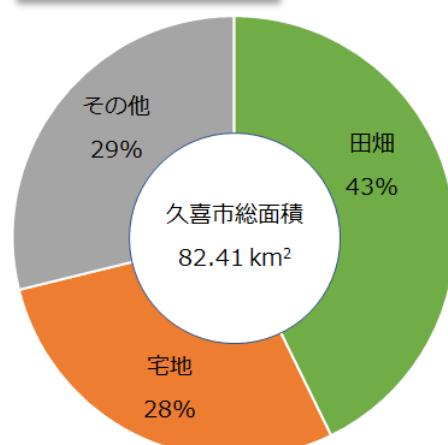
3-3 土地利用

久喜市の地目別土地面積の割合は、2021（令和3）年時点で、田・畠の合計が42.8%、宅地28.4%となっています。

都市計画用途地域は、市域の約23.9%が市街化区域に指定されています。市街化区域の用途地域の構成比は、住居系が75.4%と市街化区域の4分の3を占め、工業系が21.0%、商業系用が3.5%となっています。

近年、宅地造成などにより田畠の減少が進んでいます。

地目別面積



資料：統計くき

3-4 産業構造

2016（平成28）年経済センサスによる久喜市の事業所総数は5,003件、従業者総数は、57,027人です。

産業別事業所数の比率は、第3次産業が80.6%、第2次産業が19.1%、第1次産業が0.3%、産業別従業者数の比率は、第3次産業が72.0%、第2次産業が27.7%、第1次産業が0.3%となっており、全産業のうち、最も事業所数が多いのは「卸売業、小売業」の1,300事業所（26.0%）、最も従業者数が多いのは「製造業」の12,723人（22.3%）となっています。

2018（平成30）年度の本市の総生産額は5,252億円です。産業別の構成比を埼玉県と比較すると、第2次産業の割合が高く、第3次産業の割合が低いことが特徴です。

総生産の状況

区分	実数（名目、単位：億円）				構成比（単位：%）		
	総生産	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
久喜市	5,252	28	1,897	3,286	0.5	36.1	62.6
埼玉県	232,541	1,000	66,023	163,649	0.4	28.4	70.4

※推計上付加価値の一部が重複しているため、総生産と産業別内訳の総計とは一致しません。

資料：平成30年度埼玉県市町村民経済計算

3-5 交通

市内には、南北方向に東北縦貫自動車道、東西方向に首都圏中央連絡自動車道と、2つの高速道路が走り、それぞれのICがあります。一般道は、国道4号、122号及び125号並びに主要地方道さいたま栗橋線、川越栗橋線及び春日部久喜線などがあります。鉄道は、JR宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線が縦断し、市内には久喜駅、東鷩宮駅、栗橋駅、鷩宮駅、南栗橋駅の5つの駅があります。

また、自動車登録台数は、年々増加しており、2020（令和2）年度には91,686台となっています。

3-6 自然環境

本市は、河川や池沼、葛西用水、見沼代用水などの水系に恵まれ、屋敷林や社寺林などの樹林地や豊かな農地が広がっています。これらの水と緑は、暮らしに潤いを与えるだけでなく、生きものたちの生息・生育基盤となっています。

本市では生物多様性の確保のため、「久喜市自然環境の保全に関する条例」に基づき、特に保護する必要があると認める種を「指定希少野生生物種」として現在4種（植物3種、動物1種）を指定しており、採取や捕獲などを禁止しています。

また、「埼玉県レッドデータブック2011」では、消滅のおそれのある植物群落として、天王山塚ふるさとの森、見沼代用水旧水路の植物群落などの6件が記載されており、水辺や湿地、水田に生育する草が多く選定されています。

在来の生物や生態系に害を及ぼす特定外来生物の防除にも取り組んでいますが、アライグマなどの生息数は増加傾向にあり、その影響が懸念されています。

久喜市指定希少野生生物種（2010（平成22）年2月1日指定）

分類	種名	科名	レッドデータブック	
			環境省	埼玉県
植物	カワラマツバ	アカネ科	なし	絶滅危惧 I B類
	コキツネノボタン	キンポウゲ科	絶滅危惧 II類	絶滅危惧 I B類
	ヒメシロアサザ	ミツガシワ科	絶滅危惧 II類	絶滅危惧 I B類
動物	ミドリシジミ	シジミチョウ科	なし	準絶滅危惧



コキツネノボタン



ヒメシロアサザ

3-7 生活環境

2020（令和2）年度に久喜市に寄せられた公害苦情等の件数は24件となっています。種類別では、騒音・振動に関するものが9件と最も多く、次いで野外焼却等の大気汚染に関するものが8件となっています。平成30（2018）年度と比較すると約半数近くまで減少しています。

公害苦情件数の推移

年度 種別	大気 汚染	水質 汚濁	悪臭	騒音・ 振動	地盤 沈下	土壤 汚染	不法 投棄	その他	合計
2018 (H30)	16	0	2	16	0	0	5	3	42
2019 (R1)	7	0	2	10	0	0	0	1	20
2020 (R2)	8	1	3	9	0	0	0	3	24

資料：環境課

4 環境をめぐる社会の動き

前計画の計画期間内における主な社会情勢の変化は、次のとおりです。

4-1 環境問題を取り巻く世界の動向

持続可能な開発のための2030アジェンダ【持続可能な開発目標（SDGs）】

- ・国連サミットにおいて、2030（令和12）年までの国際開発目標として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択。
- ・相互に密接に関連した17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：以下、「SDGs」と表記）を掲げている。

脱炭素社会の形成に向けた枠組み【パリ協定】

- ・地球温暖化対策の国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択され、2020（令和2）年から本格運用が開始。
- ・「世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）にすること」を目標として掲げている。

IPCC1.5℃特別報告書*

- ・IPCC（気候変動に関する政府間パネル）による研究報告において、「2030年から2052年までの間に気温上昇が1.5℃に達する可能性が高いこと」、「将来の平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないようにするために、2050年前後には世界のCO₂排出量が正味ゼロとなっていること」などを報告。

*正式名称「1.5℃の地球温暖化：気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な発展及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から1.5℃の地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス（GHG）排出経路に関するIPCC特別報告書」

4-2 環境問題を取り巻く国の動向

環境政策の方向性

第五次環境基本計画

- 2018（平成30）年4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、目指すべき持続可能な社会の姿のひとつとして、各地域が有する自然資源、生態系サービス、資金・人材などを活かして自立・分散型の社会を形成しながらも、地域の特性に応じて地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を掲げている。

気候変動対策に関する動向

2050年カーボンニュートラル宣言

- 2020（令和2）年10月に、内閣総理大臣の所信表明演説のなかで、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言。

地球温暖化対策の推進に関する法律の改正と地球温暖化対策計画の改定

- 改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、『2050年までの脱炭素社会の実現』が明記されたほか、地域資源を活用した太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの促進を図る「地域脱炭素化促進事業」を法定行為として定めることなどを規定。
- 2021（令和3）年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、我が国の温室効果ガス排出量削減の中期目標として、2030（令和12）年度において2013（平成25）年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを規定。

第6次エネルギー基本計画

- 2021（令和3）年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」において、2030（令和12）年におけるエネルギー需給の見通しとして、再生可能エネルギーの割合を現行目標の22～24%から36～38%に大幅に拡大し、さらに水素や原子力などを加えた温室効果ガスを排出しない非化石電源で約6割を賄う方針を提示。

気候変動適応法と気候変動適応計画

- 2018（平成30）年6月に、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、車の両輪となる気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を規定した「気候変動適応法」が公布。
- 2021（令和3）年10月に新たな「気候変動適応計画」が閣議決定。

地方公共団体における2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ表明

- ・2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあり、2022（令和4）年7月末現在、758自治体（42都道府県、445市、20特別区、213町、38村）がゼロカーボンシティを表明。
- ・本市は2021（令和3）4月22日に久喜市「ゼロカーボンシティ」宣言を行い、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明。

資源循環対策に関する動向

第四次循環型社会形成推進基本法

- ・2018（平成30）6月の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「第三次計画」で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成などを重視するとともに、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「循環分野における基盤整備」などを提示。

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

- ・従来の3Rの取組に加え、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指す「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行の動きが加速化。

プラスチック資源循環促進法の制定

- ・プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進する「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が2022（令和4）年4月から施行。
- ・法整備に先立ち、2019（令和元）年には、ワンウェイプラスチックの使用削減などが盛り込まれた「プラスチック資源循環戦略」を策定。

食品ロス削減の推進に関する法律の制定

- ・食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」が2019（令和元）年に制定され、施行。

自然環境保全対策に関する動向

健全な水循環に向けた法整備、計画策定

- ・健全な水循環を維持・回復するための施策を包括的に推進していくため、2014（平成26）年に水循環基本法が制定され、それに基づき2015年には「水循環基本計画」が閣議決定。

自然共生社会の形成に向けた戦略策定

- ・次期生物多様性国家戦略の策定に向け、2021（令和3）年7月に2050年での「自然との共生の実現」に向けた今後10年間の主要な課題や対応の方向性について、「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」が取りまとめられた。

4-3 環境問題を取り巻く埼玉県の動向

埼玉県環境基本計画

- ・埼玉県では、2022（令和4）年度から5年間を計画期間とする新たな環境基本計画の策定を進めており、新しい環境基本計画では、「温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり」「安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり」「あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり」を長期的な目標として掲げている。

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）（区域施策編）

- ・国の地球温暖化対策計画の改定（2021（令和3）年10月閣議決定）を受け、埼玉県の温室効果ガス削減目標の再設定を含めた、計画の見直しを進めている。

埼玉県生物多様性保全戦略

- ・2018（平成30）年2月に2021（令和3）年度までを計画期間とした「埼玉県生物多様性保全戦略」を策定。
- ・県、市町村、企業、NPO等、県民が連携・協働し、それぞれの役割分担のもと、生物多様性の保全と持続可能な利用の実現を図ることを目指している。

5 前計画の検証

久喜市では、2013（平成25）年から2022（令和4）年度までの10年間を計画期間とした「久喜市環境基本計画」を策定し、「水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち『久喜』」の実現に向け、市域の環境保全および創造に資する施策を推進してきました。

計画で示された4つの環境目標について、事業の実施状況や監視測定結果に基づく「環境指標」、及び前計画策定時に実施した市民アンケートと2021（令和3）年度に実施した市民アンケートの環境に関する満足度結果に基づく「満足度平均点」「満足度向上点」から、環境目標の達成状況を総合的に評価しました。

評価基準

評価基準のうち、成果指標に関する3つの指標については、環境指標の達成状況及び環境に関する市民アンケート調査の結果を踏まえ、A～Cの3段階評価としました。

評価基準

指標		示すもの	評価基準
成果指標 (実態評価)	環境指標	施策の実施状況	A：目標達成済み B：目標は達成していないが、計画策定時より向上 C：目標未達成
	満足度	施策の実施成果	A：増加（2.11点以上） B：変化なし（1.91点以上 2.11点未満） C：減少（1.91点未満） (参考) 平均点：2.01点
	満足度向上点	施策の実施成果	A：増加（0.11点以上） B：変化なし（-0.09点以上 0.11点未満） C：減少（-0.09点未満） (参考) 平均点：0.01点
総合評価		現行計画の見直しの必要性	A：現行計画の方針、事業を継続 B：現行計画の方針を継続しつつ、一部の事業内容等を見直し C：現行計画の方針、事業内容等を再検証

環境目標 I 地球にやさしい循環型のまち

成果指標による評価

区分	環境指標	計画策定期 (平成 23 年度)	現在の値 (令和 3 年度)	計画目標 (令和 4 年度)	評価
環境指標	地球温暖化対策	温室効果ガス排出量 (平成 22 年度) 908 千 t -CO ₂	(令和元年度) 774 千 t -CO ₂	805 千 t -CO ₂	A
		市内循環バス乗車人数	152,876 人	117,161 人	C
		低公害車導入率	50.0%	95.5%	B
		学校給食における久喜市農産物の使用割合	8.1%	18.3%	B
		グリーン購入率	78.2%	77.9%	C
		小・中学校における環境学習の実施数	145 回	168 回	B
		市民を対象とする環境学習会の開催数	14 回 (令和元年度 : 12 回)	5 回※ (令和元年度 : 12 回)	C
環境指標	再生可能エネルギー・省エネルギーの普及	太陽光発電システムの最大出力 (累計)	1,202.2kW	6,186.4kW	A
		市内の再生可能エネルギーの導入量	—	49,952kW (令和 2 年度)	A
		太陽光発電システムを導入した市有施設数 (累計)	9 か所	26 か所	B
		LED 照明を導入した市有施設数 (累計)	12 か所	81 か所	B
	循環型社会の形成	市民一人 1 日当たりのごみ排出量 (資源物を除く)	517g	(令和 2 年度) 510g	B
満足度	⑯省エネなど、温室効果ガスが削減できる暮らしができている ⑮太陽光など再生可能エネルギーが活用された暮らしができている ⑭ごみの減量が進み、適切に収集・処理されている ⑯資源が活用され、リサイクルが積極的に行われている	再生利用率 (リサイクル率)	30.9%	(令和 2 年度) 29.6%	C
		計画策定期 (平成 23 年度)	現在の値 (令和 4 年度)	変化量	評価
		1.96	1.96	-0.12	C
		1.77	1.77	-0.25	C
		2.24	2.24	-0.12	C
満足度向上点	⑯省エネなど、温室効果ガスが削減できる暮らしができている ⑮太陽光など再生可能エネルギーが活用された暮らしができている ⑭ごみの減量が進み、適切に収集・処理されている ⑯資源が活用され、リサイクルが積極的に行われている	2.13	2.13	0.16	A
		2.08	1.96	-0.12	C
		2.02	1.77	-0.25	C
		2.37	2.24	-0.12	C

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催中止の事業あり。

総合評価：方針を継続しつつ、一部の環境指標、事業内容等を見直し

(地球温暖化対策、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化の推進)

- 市では、2021（令和3）年4月22日に久喜市「ゼロカーボンシティ」宣言を行うとともに、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、市内の温室効果ガス削減対策として、省エネルギー活動の取組の促進や緑化の推進、再生可能エネルギーの普及に向けた取組を推進しています。
- 市域からの温室効果ガス排出量は計画策定時から減少しています。太陽光発電設備の導入量は、目標を達成し、着実に増加しています。一方、脱炭素に向けての省エネルギー化や再生可能エネルギーの重要性の認識の高まりから、地球温暖化対策に関する市民の満足度が低くなっています。
- 施策の実施効果は確実に表れていますが、脱炭素社会に向けて、これまでの家庭・事業者の省エネ行動の取組の拡充・徹底を図るとともに再生可能エネルギー導入の取組を最大限に進める必要があります。
- 未達成となっている環境指標のうち、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置による影響を受けた市内循環バス乗車人数については、目標を再検証のうえ、取組は継続するものとします。
- なお、グリーン購入率については、グリーン購入に適合した物品調達が難しい公共施設もあり、取組は継続しますが、目標数値の見直しなどの対応を図るものとします。

(循環型社会形成)

- 市では、「久喜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、5Rの啓発活動やごみの減量化・資源化の取組を推進しています。
- 循環型社会の形成に向けた取組は、市民の満足度は高くなっていますが、市民一人1日当たりのごみ排出量や再生利用率は目標未達成となっています。
- これまでの5Rの取組の推進により、市民一人1日当たりのごみ排出量は計画策定時より減少しています。一方、ごみの再生利用率が減少している要因として、資源ごみ回収量が減ったことなどが考えられます。
- 循環型社会の実現の観点から、従来の取組を維持しつつ、今後は社会問題となっている食品ロス等の分野の取組を強化していくことが必要です。
- また、テレワークの拡がりや食事の持ち帰りやデリバリーの増加など新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた新しい生活様式に伴い、家庭からのごみ排出量が増加することも懸念されるため、ごみを出さないための取組を進めていくことが必要です。

環境目標II 豊かな自然と人がともに生きるまち

成果指標による評価

区分	環境指標	計画策定期 (平成23年度)	現在の値 (令和3年度)	計画目標 (令和4年度)	評価
環境指標	生物多様性の確保	自然に配慮した水辺環境の整備延長（累計）	約17.3km	約23.3km	A
		「ふゆみず田んぼ」の実験田数（累計）	0か所	1か所	B
		自然観察会参加者数	65人	25人※ (令和元年度：66人)	B
		環境関係住民団体数	6団体	4団体	C
	身近な緑の保全と創造	都市公園の整備（供用）面積	606,302m ²	646,133m ²	B
		公園・緑地等整備数（累計）	—	287か所	B
		市民一人当たりの都市公園面積（暫定供用面積含む）	—	8.00m ²	B
		公園管理団体数	54団体	151団体	A
		自然環境保全地区の指定数（累計）	3か所	6か所	B
		保存樹木数（累計）	261本	203本	C
		市民農園整備面積（累計）	17,729m ²	18,929m ²	B
	景観の保全と形成	環境保全型農業推進事業実施面積	353.0a	991.4a	B
		観光交流振興事業の参加者数	200,000人	0人※ (令和元年度：170,000人)	C
		地区計画を定めている地区数（累計）	12地区	15地区	A
区分	環境指標	計画策定期 (平成23年度)	現在の値 (令和4年度)	変化量	評価
満足度	①身边に自然に親しめる空間がある		2.21		A
	②希少な野生生物の生息・生育空間が守られている		1.93		B
	③河川や水路、湿地と親しめる空間がある		1.99		B
	④環境に配慮した農業が行われ、豊かな水田・畑がある		2.18		A
	⑤緑と親しめる公園・緑地が整備されている		2.01		B
	⑥自然景観とまちなみが調和した魅力的な景観がある		1.81		C
	⑦ごみの散乱がなく、まちがきれいである		2.07		B

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催中止の事業あり。

区分	環境指標	計画策定時 (平成 23 年度)	現在の値 (令和 4 年度)	変化量	評価
満足度 向上点	①身边に自然に親しめる空間がある	2.24	2.21	-0.04	B
	②希少な野生生物の生息・生育空間が守られている	1.96	1.93	-0.03	B
	③河川や水路、湿地と親しめる空間がある	2.02	1.99	-0.03	B
	④環境に配慮した農業が行われ、豊かな水田・畑がある	2.33	2.18	-0.15	C
	⑤緑と親しめる公園・緑地が整備されている	2.04	2.01	-0.03	B
	⑥自然景観とまちなみが調和した魅力的な景観がある	1.90	1.81	-0.09	B
	⑦ごみの散乱がなく、まちがきれいである		2.07		—

総合評価：方針を継続しつつ、一部の環境指標、事業内容等を見直し

（生物多様性の確保）

- 市では、生物多様性の確保に向けて、指定希少野生生物種の保全や特定外来生物の防除のほか、学校ビオトープや公園ビオトープの設置、自然観察会などの取組を推進しています。
- 市民の満足度は計画策定時よりわずかに低下していますが、大きな変化は見られません。
- 未達成となっている環境指標のうち、ふゆみず田んぼの実験田数（累計）は、2021（令和3）年から1か所実施し、コウノトリをはじめとした野鳥の餌場となり得るか、生物量調査を実施しています。また、環境関係住民団体数は、河川の環境保全活動の普及啓発及び清掃等を行う環境関係住民団体を育成できるよう取り組みは継続するものとします。

（身近な緑の保全と創造、景観の保全と形成）

- 市では、「久喜市緑の基本計画」に基づき、自然林、樹林地や屋敷林などの保全、道路沿道や公園などの公共空間の緑化、地区計画指定などの取組を推進しています。
- 都市公園整備面積や市民一人当たり都市公園面積など計画目標は達成していませんが、計画策定時より着実に向上しています。
- 市民の満足度は平均を下回り、計画策定時よりもわずかに低下しています。
- 市民の満足度向上に向けて、引き続き計画的な公園整備や緑化、景観づくりを進めていく必要がありますが、整備の量だけではなく、身近な自然にふれあえる、様々な生物の生育・生息場所となっているなどの整備の質についても配慮していく必要があります。
- 未達成となっている環境指標のうち、所有者の高齢化などにより指定解除をするケースが見られる保存樹木数（累計）については、目標数値を再検証のうえ、取組は継続するものとします。

環境目標Ⅲ 健康で安全に暮らせるまち

成果指標による評価

区分	環境指標		計画策定期 (平成23年度)	現在の値 (令和3年度)	計画目標 (令和4年度)	評価
環境指標	大気環境の保全・交通対策	大気・悪臭関係の苦情件数	79件	2件	50件以下	A
		騒音・振動関係の苦情件数	20件	1件	20件以下	A
		大気の環境基準達成率	—	83.3%	81.3%	A
	水環境の保全	水質関係の苦情件数	6件	0件	4件以下	A
		河川の水質基準達成率	76.0%	78.0%	78.0%	A
		河川清掃への参加者数	2,840人	724人※ (令和元年度： 1,043人)	3,200人	C
		農業集落排水処理を含む下水道普及率	77.9%	76.6%	78.8%	C
		農業集落排水処理を含む水洗化率	91.5%	93.1%	93.6%	B
	土壤・地盤の保全	地下水揚水量	14,490m ³ /日	1,955m ³ /日	3,200m ³ /日	A
区分	環境指標		計画策定期 (平成23年度)	現在の値 (令和4年度)	変化量	評価
満足度	⑧きれいな空気が保たれている			2.26		A
	⑨安心できれいな水が保たれている			2.22		A
	⑩土壤汚染や地盤沈下が防止されている			1.91		A
	⑪騒音・振動の少ない静かな生活が守られている			2.06		B
	⑬化学物質のリスクが低減され、安心して暮らすことができる			2.13		A
	⑭風水害や土砂災害などの対策がされており、安心して暮らすことができる			1.97		B
満足度向上点	⑧きれいな空気が保たれている		2.13	2.26	0.13	A
	⑨安心できれいな水が保たれている		2.07	2.22	0.15	A
	⑩土壤汚染や地盤沈下が防止されている		1.70	1.91	0.20	A
	⑪騒音・振動の少ない静かな生活が守られている		2.02	2.06	0.04	B
	⑬化学物質のリスクが低減され、安心して暮らすことができる		2.05	2.13	0.08	B
	⑭風水害や土砂災害などの対策がされており、安心して暮らすことができる		—	1.97	—	—

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催中止の事業あり。

総合評価：方針、事業内容等を継続

(大気環境、水環境、土壤・地盤の保全)

- 市では、法令に基づく監視、規制・指導、啓発活動などの取組を推進しているほか、公共下水道の整備などの取組を進めています。
- 空気、水質、騒音、臭いに対する市民の満足度も計画策定時よりも向上しています。こうした成果の現れとして、公害苦情件数が減少しています。
- 河川水質の環境基準の達成率が計画策定時より向上しています。
- 事業者への規制・指導等の取組などにより、公害対策は一定の成果を得ています。
- 農業集落排水処理を含む下水道普及率の向上については、河川の水質浄化と豊かな水辺環境の確保のために継続して公共下水道及び集落排水施設への接続と合併処理浄化槽の普及の推進が必要です。
- 農業集落排水を含む下水道普及率については、人口減少の動向をふまえ、取組は継続しますが、目標数値の再検証を行います。
- また、プラスチックごみが河川から海洋に流出することによる海洋汚染が地球規模で広がっており、その海洋プラスチックごみが、波や紫外線の影響を受けて、粒子状のマイクロプラスチックになった場合、海洋生物の体内に取り込まれ生態系への悪影響が大きいことから、特に河川に不法投棄されたプラスチックごみの清掃が重要になっています。
- また、気候変動の影響と考えられる自然災害が既に発生しており、発生リスクも高まっていることから、想定される気候変動の影響に備えるため、「気候変動×防災」として、防災部署と連携した適応策の推進が求められています。

環境目標IV みんなで取り組む環境づくりのまち

成果指標による評価

区分	環境指標	計画策定期 (平成23年度)	現在の値 (令和3年度)	計画目標 (令和4年度)	評価	
環境指標	環境保全活動の普及・啓発	環境関係住民団体数（再掲）	6団体	4団体	C	
		ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動参加者人数	20,597人	0人※ ¹ (令和元年度：25,428人)	24,000人	A
		不法投棄苦情件数	17件	0件	66件以下	A
	環境教育・環境学習の推進	小・中学校における環境学習の実施数（再掲）	145回	168回	170回以上	B
		市民を対象とする環境学習会の開催数（再掲）	14回	5回※ ² (令和元年度：12回)	16回	C
	環境マネジメントシステムの運用の促進	本市の事務事業から排出される温室効果ガス総排出量 (二酸化炭素換算)	11,807 t-CO ₂ (H22)	11,695 t-CO ₂	11,746 t-CO ₂ 以下	A
区分	環境指標	計画策定期 (平成23年度)	現在の値 (令和4年度)	変化量	評価	
満足度	⑦ごみの散乱がなく、まちがきれいである		2.07		B	
	⑯環境学習の機会がある		1.80		C	
	⑰環境保全のための情報が提供され、取組やすい		1.81		C	
	⑱環境に関する市の支援が受けられる		1.73		C	
満足度向上点	⑦ごみの散乱がなく、まちがきれいである	-	2.07	-	-	
	⑯環境学習の機会がある	1.79	1.80	0.02	B	
	⑰環境保全のための情報が提供され、取組やすい	1.72	1.81	0.08	B	
	⑱環境に関する市の支援が受けられる	1.63	1.73	0.10	B	

※1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため開催中止。

※2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催中止の学習講座あり。

総合評価：方針、一部の環境指標、事業内容等を見直し

(環境保全活動の普及・啓発、環境教育・環境学習の推進)

- 市では、住民・事業者・地方公共団体それぞれが主体となって環境について考え、環境をより良くするために、各種の学習講座や自然観察会などを定期的に開催しています。
- 環境に関する情報の知りやすさ・わかりやすさの満足度が平均よりも低くなっています。これは広報紙を情報の入手媒体とする市民が多く、広報紙では情報量が限られることに加え、広報紙以外からの情報発信が少ないことが要因として考えられます。市民が必要とする情報を適切な手段とタイミングで提供できる取組が必要と考えられます。
- 環境を学ぶ場の充実さ、環境活動ができる機会の多さに関する満足度が平均より低くなっています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置のため、各種の講座やイベントが休止・中止となったことが要因の一つと考えられますが、新しい生活様式においても市民が環境について学び、活動ができる機会や場を創出するための取組の強化が必要です。
- 環境指標の達成状況は堅調に推移していますが、市民の満足度があまり向上していないことから、講座・イベント内容の工夫・改善、オンライン開催やWEB動画など多様なツールで短い時間でも学べる機会の増加、情報発信の工夫・改善などを講じていく必要があります。
- 未達成となっている環境指標のうち、環境関係住民団体数は、河川の環境保全活動の普及啓発及び清掃等を行う環境関係住民団体を育成できるよう取組は継続するものとします。